

個人事業税のあらまし

この税金は、事業を行うに際して道路や橋など各種の公共施設を利用するなど、いろいろな行政サービスを受けていることから、これらにかかる行政の経費の一部を負担していただくもので、県内で個人が営んでいる次の事業の所得に対して、県の税金として課税されます。なお、個人事業税は所得計算の際、必要経費に算入することができる税金です。

1 対象事業及び税率

第1種事業 (税率5%)	物品販売業 製造業 運送取扱業 印刷業 料理店業 問屋業 遊覧所業 案内業	保険業 電気供給業 船舶定係場業 出版業 飲食店業 両替業 商品取引業 冠婚葬祭業	金銭貸付業 土石採取業 倉庫業 写真業 周旋業 公衆浴場業 不動産売買業	物品貸付業 電気通信事業 駐車場業 席貸業 代理業 演劇興行業 広告業	不動産貸付業 運送業 請負業 旅館業 仲立業 遊技場業 興信所業
-----------------	--	--	--	---	--

第2種事業 (税率4%)	畜産業	水産業	薪炭製造業
-----------------	-----	-----	-------

第3種事業 (税率5%)	医業 司法書士業 公認会計士業 不動産鑑定業 クリーニング業 土地家屋調査士業	歯科医業 行政書士業 計理士業 デザイン業 公衆浴場業(銭湯) 海事代理士業	薬剤師業 公証人業 社会保険労務士業 諸芸師匠業 歯科衛生士業 印刷製版業	獣医業 弁理士業 コンサルタント業 理容業 歯科技工士業	弁護士業 税理士業 設計監督者業 美容業 測量士業
(税率3%)	装蹄師業 あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業				

2 税額の計算方法

所得税の申告所得金額
(事業所得、不動産所得)

+

青色申告特別控除額

-

各種控除

×

税率

3 各種控除の内容

①	事業専従者控除	次のア又はイが <u>必要経費</u> となります。 ア 青色事業専従者給与(支払った給与の額) イ 白色事業専従者控除(次のa, bのいずれか低い額) a 配偶者 86万円、その他 50万円 b 事業専従者控除前の所得金額÷(事業専従者数+1)
②	損失の繰越控除	青色申告者については事業の所得の損失はその生じた年の翌年から3年間にわたって繰越控除できます。
③	被災事業用資産の損失の繰越控除	地震・風水害・火災等の災害により事業用資産に損害を受けた場合は損失の生じた年の翌年から3年間にわたって繰越控除できます。
④	事業用資産の譲渡損失の控除	直接事業に使っていた機械・工具・車両等を譲渡したため生じた損失額が控除されます。なお、青色申告者についてはその生じた年の翌年から3年間にわたって繰越控除できます。
⑤	事業主控除	年290万円(事業の期間が1年未満の場合は月割額)

※丸数字の順に控除されます。

所得税の申告所得計算時に、事業専従者給与(控除)額を必要経費として控除している場合は、その金額を控除する前の金額が「申告所得金額」となります。



4 申告の方法

毎年3月15日までに前年中の所得を県税事務所に申告してください。（ただし、所得税の確定申告書や県民税・市町村民税の申告書を提出された場合には、申告の必要はありません。この場合、「事業税に関する事項」欄の必要事項も必ず記載してください。）

年の中途中で事業を廃止したときは、廃止した日から一月以内（事業主の死亡により事業を廃止したときは四月以内）に申告してください。

5 納付について

県税事務所から8月と11月の2期に分けて納税通知書（納付書）を送付しますので、それぞれの納期限までに納めてください。ただし、税額が1万円以下の人は第1期に全額を納めてください。

年の中途中で事業を廃止、または所得税の修正申告・更正・決定等が行われた場合は、別に納期を定めます。

6 個人事業税の減免について

① 障がい者、寡婦（ひとり親）等の方の減免

前年の合計所得金額が300万円以下の方で、かつ、次のいずれかに該当する方は、納期限前7日までの申請（確認資料添付）により年5,000円以下が減免されます。

障がい者（身体障がい者手帳等を所持する方）、老年者（65歳以上の方）、寡婦（ひとり親）

② 災害等の減免

損害の程度に応じ、災害のあった日から1年以内に納期限が来るものについて減免制度がありますので詳細は各県税事務所までお問い合わせください。

7 不動産貸付業及び駐車場業を営む方へ

個人で住宅、店舗、土地などの不動産又は駐車場の貸付を行い、その事業の規模が次の基準以上の場合には第1種事業として個人事業税が課税されます（空家、空室、空駐車場等であっても他人に貸し付ける目的で取得し、又は所有しているものは全て含まれます）。

なお、貸付不動産を数人で共有している場合は、共有者の持分にかかわらず、共有不動産全体を次の基準で認定します。

不動産 貸付業	◎不動産の種類に応じて、原則として次の基準以上の貸付を行う事業		
	住宅用	一戸建て 一戸建て以外（アパート等） 土地	10棟以上 10室以上 10件以上又は貸付総面積2,000㎡以上
	住宅以外用 貸店舗、 貸事務所等	一戸建て 一戸建て以外 土地	5棟以上 10室以上 10件以上
	上記の各種類の貸付を併せて行っている場合		合計10以上
	ただし、上記の認定基準未満であっても、延床面積が850㎡以上で、かつ建物の貸付に係る収入金額が年1,000万円を超えるものに該当する場合は不動産貸付業とみなします。		
駐車場業	次の規模以上の自動車のための場所を提供する事業 駐車（可能）台数が10台以上又は駐車区分がされていないものは、駐車場面積が300㎡以上。ただし、立体式・地下式などの建築物である駐車場については駐車台数を問いません。		



個人事業税の納税に便利な

口座振替制度を利用しましょう。

詳しくは、各県税事務所までお問合せください。

振替依頼書の様式はインターネットでも提供しています。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/zeikin/nozei/11110/kojin2.html>



県 税 事 務 所	名 称	所 在 地	電話番号
	岐阜県税事務所 個人事業税係	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館 第1棟7階	058-214-6873
	西濃県税事務所 事業税係	〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎	0584-73-1111(代)
	中濃県税事務所 事業税係	〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎	0575-33-4011(代)
	東濃県税事務所 事業税係	〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111(代)
	飛騨県税事務所 事業税係	〒506-8688 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎	0577-33-1111(代)